

## 6月12日(1日目) 1コマ 「まち再生総合支援事業」

【説明者】 都市局のまちづくり推進課でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元の行政事業レビューシートの中では、事業名、まち再生総合支援事業でございます。

シートの中身をもう少し具体的に説明資料をもってご説明をさせていただきます。

まず1枚目でございます。民間まちづくりにクラウドファンディングを活用して進めるという事業でございます。そもそも民間まちづくりにクラウドファンディングを活用する意義でございますけれども、近年、民間主体によるまちづくりへの参画が活発化しておりますけれども、特に住民の方々をはじめ民間主体が、地域にとって必要な資産を改修あるいは活用してまちの魅力向上や景観形成に取り組もうとした場合に、採算性や経済性が低く、また、公的な支援にも限度があるといった場合がございます。

例えば古民家あるいは歴史的建造物などは、町並みを形成しその地域の顔となるような貴重なものでございますけれども、これが私有財産であるために、所有者自身が管理し切れず取り壊されていくというような例もございますことから、地域を活性化し、持続的なまちづくりを進めていくために、多様な主体の参画を一層促進していくということが重要と考えております。このため、資金と活動の両面から多様な主体を巻き込んで進めていくという新たな手法としてクラウドファンディングの意義がある、活用の意義があると考えてございます。

具体的な事業の内容は2ページでございます。クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業でございます。右側の民間まちづくり事業を行う事業主体に対して助成等を行うまちづくりファンドの組成を国の資金をもって行うというものでございます。国側から見ますと、民間都市開発推進機構を介して資金を、公共団体が資金拠出するまちづくりファンドと一緒にそこに拠出をいたしまして、一方で民間事業者がみずからクラウドファンディングで資金調達をしたその資金調達に応じて支援をするというものであります。そこで言うクラウドファンディングは購入型または寄附型となっております。

具体的な要件は3ページでございます。今申し上げましたとおり、国から資金拠出は、地方公共団体からの資金拠出が前提となっておりますほか、当該資金拠出の限度額について

ても、地方公共団体の拠出金額の範囲内で行うということとなっております。そして、実際にそのファンドから助成が行われる民間まちづくり事業は、公益性・発展性などがあるということとされております。実際に助成が行われる場合の助成額につきましてもルールがございまして、クラウドファンディングで調達目標額の2分の1以上を調達できた場合に、その残額について助成できるということになってございます。

続きまして、これまでの実績でございます。4ページでございます。平成27年度に創設をされて以降、この一覧表にあります7つのファンドが組成されてございます。

そして、その中の1つの事例をご紹介します。5ページでございます。名古屋の支援事例でございます。江戸時代から続く東海道沿いの歴史的町並みが残る地区におきまして、築170年以上たつ古民家について、取り壊され、駐車場になるという話も上がっていたところに、そういったところに市の補助金にも限度があるという話がありまして、NPOが主体になってこの民間まちづくり事業を行い、古民家の内装設備の改修をして、再生をしたというものでございます。

続きまして、この事業を進めていくに当たってキーとなる資金拠出者ともなる地方公共団体の意識でございます。6ページでございます。全国の市区町村のうち3割が、このクラウドファンディングを活用したまちづくり事業に広く関心を持っておられるということでございますけれども、そのうち約1割が実際に取り組みへの支援を行っているという状況であります。私どもの認識としては、クラウドファンディングを活用したまちづくりそのものが、現在、公共団体においては黎明期である、これからであるというふうに認識しております。

こういったことから、7ページでございますけれども、普及に向けて、昨年度、1つは、右側でございます説明会や個別相談会、そして、公共団体との意見交換会を開催して周知するとともに機運の醸成を図る一方、左側でございますけれども、運用改善として、調達した成果ができるだけ反映されるように改善を図ったところでございます。

続きまして、8ページでございます。こういった中で、今後、民間事業主体が行うまちづくりというのは、さまざまな地域の課題に対してより一層進めていくという必要があるということを考えてございます。そこに当たってクラウドファンディングの手法を活用するということは、そのプロジェクトに賛同する人々からの志ある基金によって、事業の立ち上げに直接寄与するだけでなく、その過程を通じまして関係者の共感あるいはつながりを生み出し、持続的なまちづくりを可能とする契機として、引き続き私どもとしては取

り組んでまいりたいと考えております。

なお、9ページ、10ページは参考資料でございます。今ご説明を申し上げたクラウドファンディング型まちづくりファンドは、調達額に応じた助成を民間事業者が受けられるというものでございますけれども、一方で、民間まちづくり事業者にとっては、経済性や採算性が比較的に見込まれ得るものについては、よりチャレンジングな取り組みとして、出資等によってしっかり対応していくということも考えられるわけございまして、その出資等を受けられるという形のマネジメント型まちづくりファンドもございます。これは平成29年度に新設された事業でございまして、11ページに現在までの組成実績を掲載いたしております。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

**【市川会計課長】** ありがとうございます。

それでは、資料の下に論点等説明シートがございますけれども、私のほうから、考えられる論点を3つ提示させていただきたいと思っております。

1つ目でございます。クラウドファンディングを活用した民間によるまちづくりを推進する意義は何かという点。それから、2点目でございますが、こうしたクラウドファンディングを活用した民間まちづくりが進んでいない理由は何だろうか。3つ目としまして、こうしたクラウドファンディングの活用を進めるには、時代の変化等に対応してどう進めていったらいいのかという、その3つの観点を中心にご議論をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ここからは、取りまとめ役の杉本先生を中心にご議論をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いたします。

**【杉本委員】** 取りまとめ役の杉本です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員の先生方、今の話の中で、質問、ご意見等があれば、ぜひよろしくお願いたします。

はい、お願いたします、河端先生。

**【河端委員】** ご説明ありがとうございます。資料の4ページ目の実績件数を拝見すると、平成27年から平成30年にかけて実績件数が徐々に減っているにも関わらず、平成29年以降予算が増えている点についてご説明いただけないでしょうか。

**【説明者】** 今のご質問につきましては、平成27年度以降のクラウドファンディング型につきましては4ページに記載のとおりでございますけれども、一番最後にご説明いた

しましたマネジメント型まちづくりファンド、資料でいいますと10ページ、11ページでございますけれども、こちらの事業を平成29年度に創設をいたしまして、その第2類型といいますか、そちらのほうのニーズということを踏まえまして、予算額は少しずつ増加しておるといふふうに認識しております。

【杉本委員】 よろしいですか。

【河端委員】 はい。

【杉本委員】 じゃ、カミヤマ先生、お願いします。

【上山委員】 すみません、ウエヤマです。

【杉本委員】 申しわけありません。

【上山委員】 ちょっと教えていただきたいんですけども、今のクラウドファンディング型とマネジメント型とありますと。クラウドファンディング型については、助成で行って、個人についても購入・寄附の形のものにしていますと。これはどうしてそういう形にしているのか。こちらについても別に出資が、匿名組合出資だと思うんですけども、そういう形でしてもいいんじゃないのかなと思うんですけども、そうしない理由について教えていただければと思います。

【説明者】 クラウドファンディング型について、冒頭、事業の概要と1ページにも書きましたとおり、採算性や経済性が低いけれどもその地域にとっては非常に重要な建物であったりするものを対象事業として想定してございます。そういったことから、こちらのクラウドファンディング型については、まず助成ということで購入型・寄附型とともに助成としているところでございます。

あわせまして、あれでしょうか、クラウドファンディング型そのものについて、今のご質問は、貸し付け型というか、購入型・寄附型以外のものもという？

【上山委員】 そうですね。別に採算が上がらないから出資型ができないという理由にはならないんじゃないかなと個人的には思っています。要は、匿名組合出資で出せば、こちら側のまちづくりファンドからのものもそうですし、個人からのクラウドファンディングのところもそうなんですけれども、匿名組合出資で出せば、要は、もうからなければ別に分配がないだけなので、特に採算が悪くても問題が出てくる話では、採算のところの問題になる話ではないとは思っているんですけども、そこはどうですか。

【説明者】 仮にこのクラウドファンディング型について、クラウドの調達を貸し付け型も可能とした場合には、クラウドファンディングの資金を提供する側は、元利金の返済

等を通じて事業から生み出される収益の分配を受けるという、今おっしゃったように確かに収益が上がらない場合もあるかもしれませんが、上がれば収益の分配を受けるという形になるスキームでございます一方で、まちづくりファンドについては、そのものについては収益の分配が受けられないというようなアンバランスが生じるということでございまして、そういったことから、私どもとしては支援の対象とはしておらないという考え方でございます。

【上山委員】 多分話をご理解いただいていないんじゃないかなと思うんですけども、貸付型じゃなくても、クラウドファンディングで個人から匿名組合出資を受けるという形もできるわけですよね。検討されてない？ 要は、ファンドのほうも、個人も匿名組合出資という形であれば、収益が上がれば、双方に対して収益の分配が出るという形でのスキームづくりというのは十分可能なわけだと思っております。

要は、やっぱり寄附とか購入とか、あまりリターンのないものというのはなかなか興味を引きにくいところを考えると、投資家、出資する個人にとってもリターンがあったほうがいいですし、当然まちづくりファンドのほうにもリターンがあったほうがいいんだと思うので。かつ、匿名組合なのでどこまでコントロールがきかせられるかという話があるとは思いますが、そういった形にしたほうが、今の形よりもお金も集めやすいし、逆に事業者のほうも、それなりに利益を上げるように働くという形にはなってくるので、より効率的な運営が見込まれるんじゃないかと思っております。今のお話だと、おそらくそういったものの検討が十分になされていないんじゃないかと思っておりますので、根本的なスキームの考え方を変えるところからもう一度再検討されてもいいんじゃないかなと思っております。

【杉本委員】 どうぞ。

【説明者】 27年に創設されてからこれまでのこの事業の実績を見ますと、一応この制度の資金拠出の形態そのものには助成と出資がありまして、民間まちづくり事業者に対して、助成が主ですけども、出資という形で行うこともできるようになってございます。ただ、民間まちづくり事業者側からの要請によって、現時点でこれまでの支援実績を見ますと全て助成の形態となっております。

【上山委員】 当然、出資を受けるほうは、何も返さないほうがいいので、助成がいいに決まっている。そんなの当たり前の話ですよね。なので、言われるからそのままですというのは、何で助成なんですかというところをもう少し詰めていかなければいけないん

じゃないかなと思います。

ただ、このスキームをやるときに、例えば民家とかだったりすると、匿名組合出資だとおそらく不動産特定共同事業法がひっかかってくるので、仕組みでの、許認可のところで面倒な話が出てくるんだらうなと思っています。なので、お金を集めるには特定組合出資、まあ、貸付型でもいいですけども、そういったリターンがあるものにして、許認可のほうをもう少し融通がきく形でいじっていくということが、こういったまちづくりを進める上では、二、三年前に改正がありましたけれども、まだまだ十分じゃないのかなとは思っているんで、そういう形で進めていくのがいいのかなと思います。

【杉本委員】 どうぞ。

【説明者】 すみません、私どもの理解として、民間まちづくり事業者に対する助成以外の手法というのは、1つは、最後の説明で申し上げたマネジメント型という手法を並びで用意しているつもりでございます。それから、今ご指摘があった不動産特定共同事業法の改正は、担当部局ではないものですからご説明し切れないところがございますけれども、このクラウドファンディング活用型まちづくりファンドそのものは、寄附型・購入型を対象としております。それはなぜそうしているかといいますと、冒頭申し上げたような制度趣旨といいますか、そういった考え方から今こうしておりますので、そういう考え方で今やらせていただいているという状況でございます。

【上山委員】 すみません、冒頭ご説明いただいた採算性というところはあんまり理由にならないんじゃないのかなというのが当初から申し上げているとおりの話です。

ちょっと聞き方を変えますけれども、マネジメント型とこちらの寄附・購入型というのはどういうふうに使分けをされているんですか。マネジメント型のほうでは、クラウドファンディングというのは使われないということなんでしょうか。何度も申し上げているんですけども、お金を集めるためにはやっぱりリターンがある形のほうがまず間違いなく集まると思うので、そういった意味でいくと、別に寄附・購入型をするなどは言わないんですけども、リターンがある形のスキームのほうにより重点を置かれたほうが、目的に対する貢献度は高いのではないかなと思います。

【説明者】 もう一点だけすみません、今のご指摘で実際の現場の実例でご説明申し上げさせていただければ、このクラウドファンディング活用型まちづくりファンドで支援している実際の事例の中では、例えば地域の方々の交流のために使う地域交流センターとか、あるいは地域のさまざまないろいろなニーズに対して相談を受ける相談所といったような、

ある意味、いわゆる純粋ビジネスではいきづらいうなものもございます。そういったもの、もちろん今ご指摘のように、事業採算性の観点に志向していくという基本的な考え方というのはもちろん私ども当然でございます。したがって、そこのところは今、マネジメント型まちづくりファンドのほうでうまく活用していくということでスタートを29年度からいたしました。そんなような状況でございます。

【杉本委員】       どうぞ。

【上山委員】       すみません、最後になりますけれども、言っていることが十分ご理解いただいているかよくわからないところはあるんですけども、民都のほうからファンドを通じて事業者に出資するものが、助成だと、要は、事業者からまちづくりファンドあるいは民都のほうには資金は還流されないわけですね。一方でそれが寄附・購入型でまた同じようにクラウドファンディングでお金を集めますと。そうすると、収益が出た場合は、事業者のところにどんどんたまっていく形になってしまう。それはやはりもともと多分この事業の考えているところとは違うと思うので。もちろん収益が上がらない、純粋な文化保存みたいなどころはあるんだとは思いますが、収益が上がるものに関しては、今のままの形だといろいろな側面で問題があるのではないかなと思いますので、先ほど来繰り返しになりますけれども、根本的なスキームを考えられたほうがいいのかと思います。

【杉本委員】       どうぞ。

【説明者】       今のご指摘でございますけれども、これまでにご説明申し上げたとおりではございますものの、当該支援事業から相当の収益が生ずることがあった場合、そういった場合には、今のご指摘を受けて、ファンドへの収益の納付がなされるような仕組みについて今後検討してまいりたいと考えてございます。

【杉本委員】       ありがとうございます。今のご質問と、先ほどの河端先生のご質問に関連して、レビューシートの中で、これはレビューシートの3ページ、まちづくりファンドへの出資を行う地域金融機関が意思決定を行うに当たり、法令・会計問題を検討したことによって不測の日数が生じて繰り越し、つまり、事業資金が、実際に使われたお金が予算に達しなかったというご説明がなされているので、おそらくスキームについては、逆に言うと十分検討されているんじゃないかなとも思いますが、そういうことだったんでしょうか。ここですね。レビューシートの3枚目です。

【説明者】       さようでございます。

【杉本委員】　　そういうことでございますね。わかりました。どうもありがとうございます。

はい、お願いします。

【伊藤委員】　　多分、事前の勉強会でも同じような質問があったかと思いますが、民間都市機構からの拠出、クラウドファンディング型ですが、直接、地方自治体ではなくて、民都機構を経由することの意味なんですが、議事録を読んでいると、民都機構の金融とかまちづくりのノウハウを活用するというお話があったかと思いますが。具体的に、例えば多分地方自治体側からこういう案件があるという申請が来ると思うんですが、そのときに民都機構として何かしらのアドバイスとか、その案件を少し修正するよなということはあるのでしょうか。

【説明者】　　ございます。ちょっとご説明させていただきます。今、国費の投入先は民都機構であるという理由についてのお尋ねでございますけれども、主に3点あるかと思っています。1つは、ファンドの造成そのものに際してでございますけれども、地方公共団体そのものがこの金融手法にやっぱり比較的なじみが薄いという認識でございます。そういった公共団体に対して、金融手法と都市開発事業の内容を組み合わせるハンズオン支援を行うということが必要であると考えてございまして、金融と都市開発のノウハウの双方を兼ね備えたものとして民都機構が適切であると考えております。

2つ目でございますけれども、また、この事業は実際にファンドに拠出する資金のみを国費補助の対象としているところでございまして、ハンズオン支援あるいは人件費などの諸経費は全て民都機構の自己資金で賄わせるということとしてございまして、そういった意味で国費の負担の最小化を図っているところでございます。

3点目でございますけれども、これに加えて、実際に民間まちづくり事業そのものに助成というか支援をするというタイミングでは、国費の執行状況を適切に把握するという観点から、長期間、少なくとも10年程度はファンドの活用状況を継続的に把握できるという主体であるということが必要であると考えております。

そういったことから、国費の投入先を民都機構としているという考えでございます。

【杉本委員】　　はい。

【伊藤委員】　　理屈では今おっしゃったことは非常にわかると思いつつも、実績を見ていると、先ほど河端さんからも話があったように、件数自体はそれほど伸びていない。27年度からで7件。ただ、自治体側が金融関連のこういったファンドを全くやってない

かという実際にはそうではなくて、ガバメントクラウドファンディングはかなりの件数が出てきていて、統計がとれているわけではないですけども、私が調べた中でも既に100件以上はやっているんですね。じゃ、その案件がここで出ているまちづくりと少し違うかという、例えばつい最近始まったところでいくと、広島県の福山市が鞆の浦の再開発、伝統文化の維持という目的のためにガバメントクラウドファンディングをやっている、この目的は結構同じじゃないかなと思っています。

そう考えたときに、自治体側は、もちろん27年度の当初はもしかしたらなじみがなくてなかなか手をつけられないという状態があったかとは思いますが、今大分変わってきていて、そうなってくると、このスキームにこだわる必要はないんじゃないかなとも思うのですが、いかがでしょうか。

**【説明者】** ありがとうございます。ガバメントクラウドファンディング、これは公共団体がプロジェクトの実行者としてみずから事業の企画を行い、そして、公共団体そのものが資金を募るという仕組みだと私どもは理解してございます。それについていろいろ動きが出てきているというようなことも承知してございます。

ただ一方で、まちづくり全体のうち、したがって、このプロジェクトではできるだけ……、すみません、当初のつくったときの趣旨は、住民をはじめとする民間主体ができるだけその地域の課題を自発的に、自治体とも共有しながら進めていくことが、プロジェクトそのものの持続性とか、そうはいっても採算性が低いものではあるんですけども、持続性などに資するという、そういう趣旨・目的でこの仕組みそのものをつくっておるところでございます。

まちづくりといいますと非常に広い概念で捉えられるわけでございますけれども、どちらかという、公共団体主導というよりも、いわゆる純粹民間主導というのを志向しているという仕組みでございまして、そういった意味から、今動きのあるガバメントクラウドファンディングそのものの動きもよく注視をしながら、こういったクラウドファンディングがまちづくりに活用されるように私どもとしては必要な見直しはしてまいりたいと思っておりますけれども、そういう意味では、制度趣旨というか、考え方の射程といいますか、そういったところが少し違う部分はあるかと思っております。

**【伊藤委員】** 最後にしたいと思います。理念はそのとおりだと思うんですが、やはりもう5年経過をしているので、実績を見なければいけないし、私はどちらかという地方自治体の仕事をずっとしているの、その現場の動きからすると、例えばガバメントク

クラウドファンディングが全て地方自治体主導かというとは決してそうではなくて、もともとNPOが行政を巻き込んで、そのスキームの中でガバメントクラウドファンディングを使っているケースも十分にあると認識をしていますので、先ほどの民間ベースで市民が自発的にというのは、これは決して地方自治体がやっていることがそうできていないわけではないんじゃないかなと。もちろんそれがまだまだ1つのパワーになっていないとは思いますが、多分そこはNPOの中でもコミュニティファンドを目的としたNPOがどんどんふえているので、私はこのスキームに限定する補助金よりは、例えば自治体から上がっていくいろいろなスキームを使ったファンド事業をやっている中で、そこに対しての交付金とかのほうの方がよりまちづくりにもつながってくるんじゃないかなと思います。

【杉本委員】 よろしいですか。どうぞ。

【説明者】 貴重な意見ありがとうございます。今ご指摘いただいたようなご趣旨は、私どもとしてもある意味不断の見直しをしていく必要があると思っています。

あと、NPOとの関係につきましては、まさにこのクラウドファンディング型まちづくりファンドの実際の民間まちづくり事業者としてこれまでの支援実績の中でも多くがNPOの方々やっていますので、NPOとのかかわりということについても、広くいろいろ考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【杉本委員】 どうぞ。

【中里委員】 今の伊藤さんの質問に関連して質問させていただきたいんです。民都機構さんが入ること、これ、いけないと言っているんじゃないかと、考え方の整理をしておかないといけないと思うんです。つまり、こういうことです。この事業がマネジメント型とどう違うかという、なかなか収益が見込みにくい事業についてこういうスキームでやっているということですね。「クラウドファンディング」と書いてあるけれども、基本的には自治体あるいはその関係団体、公益財団法人が基金をつかって、そこが助成をする仕組みであり、しかも民都さんは出資ではなく、補助をしているわけです。そうすると、これは国交省がそれぞれの自治体さんに直接資金を出すのとあまり変わらないのではないかと。

つまり、金融的手法というふうには先ほどご説明があり、そのために民都機構さんが入ることが必要ということなんです。ただ、自治体が金融的な手法にまったく慣れていないかという、彼らは彼らできちんと起債、起債といっても公募債を発行するのではなく借り入れを起こす場合もありますけど、そういう形でノウハウを持ってやっているし、これは基金をつかって事業者さんに助成をする仕組みですから、そうすると、先ほどの金融的

手法っていうのは本当に詰めていったとき何なのかということを確認したいわけです。それが1つ。

それからもう一つは、「クラウドファンディング」とあるんですけども、今、世の中でもものすごく広く行われているクラウドファンディングがあるわけです。それは何かというところとふるさと納税です。もちろん、ふるさと納税は返礼品を利用してなされるものが多いわけですけども、こういう形で何か特定の目的があるものに対してファンドみたいなイメージで資金を集める、寄附を集めるというスキームもあるわけです。

それを使って、もしふるさと納税みたいな枠組みにすると、ふるさと納税にはポータルサイトがあるから、そうすると、そこを使うと、いろいろな形で自然に多くの人に取り組みを知ってもらえるわけですね。そういう発想もあり得るわけです。もちろんこれは民間事業者さんが直にできるわけじゃないんですが、ここには自治体が入っているわけですから、それぞれの自治体さんがこういう目的のためにまずお金を集めて助成をするというやり方もあるわけです。そうすると、このスキームと相まって広くいろんな方にさまざまなまちづくりの事業を知ってもらうことができると思うんです。そういうアイデアというのは今まで検討されたことがあるのかということを確認したいです。

以上です。2点です。

**【説明者】** 1点目の民都機構の金融手法・ノウハウの中身でございますけれども、公共団体が行う債券発行などは確かにあろうかと思えますけれども、やはり助成のみならず、実際に出資を行っていくということにつなげていくとか、そういった意味では、出資のノウハウがある。あるいは、都市開発そのもの、まちづくり事業そのものにもともと精通しているということから、案件の掘り起こしとか、実際にどうすればそのまちづくりの事業がうまく進むのかという情報がいろいろあって、そういった意味での個別の案件審査においてもハンズオン支援を行うということができるといったようなことがあろうかと考えてございます。

それから、2つ目に、ふるさと納税について、ポータルサイトなどを活用していく方法もあるのではないかということについては、この制度創設当初の周辺環境からいえば、そこまでふるさと納税そのものが市場としておそらく伸びていなかったということもありますので、自治体がどうかかわっていくかというのは私どもとしては非常に重要な論点だと思っていますので、どういったかかわり方をうまく自治体ともしていきかというの、先ほどの委員からのご指摘とも相通ずるものとして、どういうやり方があるのかというのを

今後検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【杉本委員】 よろしいですか。

【中里委員】 はい。

【杉本委員】 じゃ、どうぞ。

【上山委員】 関連する話なんですけれども、金融的なノウハウが民都の場合はあるということで、確かに出資とかでリターンとかまちづくりで見るとなると、なかなか当初はなれていないという、自治体のほうでも難しい部分はあるのかもしれないなという気はします。ただ、一回軌道、やればだんだんとわかってくるような話ではあるので、今後のスキームとしては、当初は民都を入れるとしても、徐々に民都の関与を少なくする方向での検討はできるんじゃないのかなと思いますが、いかがでしょうか。特にある程度人が、お金の流れとかが見えるような人が育ってくれば、あと、テクニカルな部分というのは、外部の法律事務所なり会計事務所なりを使えばいいという話だと思いますので、何件かやるうちで自治体の中でも十分できる人は育ってくるんじゃないかと思います。

【説明者】 ファンドそのものの業務については、繰り返しになりますけれども、案件の掘り起こしあるいはハンズオン支援、それから、個別の案件の審査などで相当の業務量となるものと認識しております。そういった意味で、相応の業務、そういった業務をある意味、負荷をみずから負える、いわゆる人件費やハンズオン支援といった諸経費を全部負えるような観点ということもあって今こういった形にしているという考え方でございます。冒頭申し上げた3点の考え方が今の時点では私どもの認識でございます。

【上山委員】 案件の掘り起こしということを言われているのですが、案件はどういった形で、ちなみに、これ、上がってくるんですか。民都が見つけてくるんですか。事業者が手を挙げて、それで自治体に助成を求めるといった形ではないんですか。

【説明者】 いろいろなケースがあろうかと考えております。今のこのスキームにおきましては、ご指摘のように、事業者が手を挙げて、自治体が把握するに至るということでございますけれども、逆に自治体のほうが問題意識を持っていて、そして、事業者とある意味つながるといったこともあろうかと思っております。そういったことと別に、民都機構のほうにいろいろな声が入ってくるということもあり得るものかと考えてはございます。

【上山委員】 都市の開発とか再生とかそういう部分ではそうなのかなと思うんですけども、ここで目的にされているようなものを本当に民都に持ち込みがあるんですか。

【説明者】 この事業スキームをご存じの地方団体の方々から実際にその地域の課題となっている古民家についての支援要望があるということは個別にもございます。そういったいろいろな公共団体からの声に基づき、これまでファンドの造成に至ってきているという状況でございます。

【上山委員】 まさに言われたとおりで、スキームがこういうのだから来るとい話なんだと思うんです。スキームに入っていなければ来ない。ということはなくてもいいという話だと思うんです。どちらかというとならやっぱり地場の話なので、民都に持っていくよりは自治体に持っていくというのが普通の流れだとは思っているので、そういった意味でいくと、掘り起こしというのはあんまり大きなイシューではないんだろうなという気がしています。

すみません、あと、最後もう一つ。先ほど杉本先生がおっしゃっていたことを確認させていただきたいんですけども、レビューシートの3枚目の、あれですよ、これ、事業の公益性のところの繰越額が大きい場合のところをご指摘いただいたんですよ。

【杉本委員】 そうですね。予算執行できなかった金額を翌年度に繰り越しているという趣旨でしょうから。

【上山委員】 そうですよ。まず先ほど私が申し上げたのは、別に予算の繰越しの話じゃなくて、収益が上がったときに事業者にどんどんお金がたまっていくんじゃないのかというようなお話を申し上げていたもので、これとはまたちょっと違った話だと思います。

あと、評価に関する説明で、まちづくりファンドへの出資を行う地域金融機関が意思決定を行うに当たり、法令・会計上の取り扱い云々、これのところは、要は、マネジメント型のほうに地域金融機関が多分匿名組合出資者という形で入るんだと思うんですけども、その場合の契約とか、あるいは会計上の取り扱い、あるいは銀行法上の取り扱いとかについて時間をかけたと、そういう話ですよ。だから、これ自体の別にスキームについての時間がかかっているとかそういうようなお話ではないですよ。

【説明者】 申しわけありません。その部分をご指摘のとおりです。ありがとうございます。

【市川会計課長】 先生、いいですか。最初ですので申し上げますけれども、質疑時間が大体あと5分ぐらいですので、その間にコメントシートの記入を終えていただいて、答えられた方は、挙手いただければ係の者が取りに参りますので、よろしく願い申し上げます。

【杉本委員】 じゃ、コメントシートのほうもよろしく願いいたします。

ほかにご質問ございませんか。お願いします、伊藤先生。

【伊藤委員】 今日の主たる論点ではないですが、マネジメント型のほうで、これも申請ベースだったかと思いますが、こちらは毎年度、申請をすれば、今のところは100%採択されているのか、かなりの件数がある中で審査をしているのかというのはいかがでしょうか。

【説明者】 マネジメント型のほうは資料の10ページでございますけれども、申請というのは事業主体からのご趣旨でよろしいでしょうか。

【伊藤委員】 はい。

【説明者】 事業主体のいろいろな現場のニーズを地域の金融機関が把握してこられるという場合が結構ございます。そういった中から、一定のエリアの中で複数連鎖してリノベーションが行われていけるような、そのエリアを特定してファンドの組成を行うというものでございまして、全国の中ではかなり多くの金融機関からいろいろ声がございまして、その中からうまく組成に至るものとして、現時点では11ページに記載したようなものになってございます。

【伊藤委員】 ということは、今の11件、このファンドは、ある程度地域金融機関とまちづくり事業者とも協議をしながら組成されていて、その候補は既に幾つもあるというふうに捉えていいのか、それとも、この11件である程度でき上がっていると捉えていいのかというのはどちらでしょうか。

【説明者】 前者であります。今後どんどんできてくるというか、そういうふうに私どもとしては見込んでおります。

【伊藤委員】 予算の内訳を見ると、圧倒的にこちら側のほうが予算規模が大きいんですね。最初のお話のように、多分このマネジメント型、29年度から始めて、ニーズもこちらのほうが高くなっているから予算ウエートも変わっていったのかなという気もしています。

私が自治体の仕事をしている中で、どこの自治体も、当たり前ですけども、まちづくりのことは考えていて、何かしらの事業はどんな自治体でもやっています。としたときの実感として、件数が、マネジメント型じゃなくて、クラウドファンディング型のほうがこれだけの件数というのは、どうやってもやっぱり信じられないところがあって。今のマネジメント型のほうは、先ほどの話のように、まだまだ組成ニーズがあって、この後、協議していくと件数はふえていくというふうに考えれば考えるほど、前者のクラウドファンデ

イング型にこだわる必要があるんだろうかどうしても思ってしまうんです。

この先の話はさっきの話と繰り返になってしまうので、意見で終わらせたいと思うんですが、少なくともマネジメント型で地域金融機関はいろいろなまちづくりにかかわっていききたいし、それをビジネスの一環として考えようというのが、多分これは地方創生以来ずっと考えられていることではないのかなと。こっちについても、このスキーム以外に自治体独自でやっていることもたくさんあるんじゃないかと思うんです。だから、最初申し上げたんですけれども、このスキーム2つにこだわる必要性がどこまであるのかなというのはやっぱりどうしても感じてしまいます。

**【説明者】** マネジメント型のほうは今申し上げたとおりなんですけれども、やはり相も変わらずマネジメント型では支援できないようなものも一応あるということはあるのではないかというふうに私どもとしては思っております。あと、クラウドファンディングの手法を活用することで、資金調達とともにそのプロジェクトへの愛着とか、そういうつながりをつくっていくというような手法も非常に重要であると考えてございます。ただ、いただいたご意見については、私ども、いろいろな手法を今後とも不断に見直し、検討していきたいと考えているところでございます。どうもありがとうございます。

**【杉本委員】** よろしいでしょうか。この事業の意義が論点になっていますが、成果指標で捉えられているのは、まちづくりファンド事業者の誘発件数というものを捉えていらっしゃると思います。確かにこれはこの資金を政府系の信用があるところから出すがために、ほかの方も我も我も出資をするということを前提に捉えられているようにも思うんですが、逆に見ると、もともと資金が集まりそうなものに対してお金を入れているというふうに見えなくもないと思うんです。

もしそういう面もあるとすると、これを成果指標として、波及効果として捉えるべきなのか、それとも、この支援をしたプロジェクトそのものの価値といいますか、例えばこれを支援することによって観光収入が上がるだとか、あるいは周辺の資産価値というものに代替できるかどうかわかりませんが、レピュテーションが、これ、計測するのはなかなか難しいと思いますが、上がるとか、そういうことを成果指標として捉えるという考え方もないわけじゃないかなと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

**【説明者】** 成果指標につきましては、今ご指摘のように、まず1つは、この指標そのものが、資金が集まりそうなものにお金を入れているというご懸念だというふうにおっしゃいましたので、そこは、そういう観点ではどちらかというとなくて、私どもとしては国

費の投入をした。その国費を投入した結果、その投入した事業が動くことでどれだけ国費の投入の効果があったのかという一応基本的な考え方で、3.1としています。ただ、そこはそもそも指標の設定の仕方が、実は先日の勉強会でも申し上げましたように、過去の衣がえ前の住民参加型まちづくりファンドって別途あった、その実績を参考につくっているものですから、それについては、指標の設定の仕方も見直してまいる必要があるのかなと考えてございます。

あと、ご指摘のもう一点の観光収入あるいは周辺の資産価値の増加というような効果そのものについてでございますけれども、ここのところは、当該プロジェクトが動くことによる因果関係と、それ以外のいろいろな要素が複合的に重なり合った因果関係等ございますので、そういったこともちょっと踏まえて、どこまでそういったアウトカム的なところに行けるのかというのは、今後どういったものができるかというのを検討してまいりたいと考えてございます。

【杉本委員】 ありがとうございます。今おっしゃっていたのは、いただいた資料の2ページでいいますと、民都機構さんが出している資金がこの成果目標ですと、地方公共団体と個人の方が出している総額の資金との比率が3倍になっているというように捉えてよろしいんですか。それとも、地方公共団体が出す部分だけで3倍だというのが成果指標として捉えるということなんでしょうか。

【説明者】 この2ページの図と3倍ということの関係につきましては、この黄色い民間まちづくり事業が事業の総事業費に対して国費由来の金額が3分の1というか、そういうものを称して3倍というふうに表記をしているところでございます。

【杉本委員】 この図でいいますと、民間まちづくり事業、こちらのほうに行っている総額に対する比率といいますか、それを捉えているということでしょうかね。個人からの資金とかも含めた金額ということでしょうか。

【説明者】 さようでございます。総事業費が分子で、国費が分母であるという数字でございます。

【杉本委員】 プロジェクト立ち上げのときにはおそらく地方公共団体様からの資金拠出というのはもう決まっているんでしょうから、そういう意味では個人からの出資額が思ったよりも倍程度あったというふうに理解すべきなんでしょうか。これ、倍になるかどうかは、地方公共団体と個人とかほかの投資家との比率によって影響してくると思いますが、予想以上に個人からの資金提供があったという成果だったというふうに理解できるんでは

ようか。

【説明者】 すみません、個人のものが予想以上かどうかという分析までは私ども今現時点ではできてございません。ただ、参考としてご説明申し上げますと、7ページにございますように、個人といたしますか、事業主体が資金提供者、個人の方が多いかもかもしれませんが、事業主体がクラウドファンディングを資金提供者からの提供によって実際に資金調達をする。その調達ができた額が目標額の2分の1よりも多かった場合には、ある意味、それに応じて助成額も減らないという形にはなっております。これはこういった制度改善、運用改善は、ある意味、事業主体及び一部地公団体の声を踏まえて行ったものではございます。

【杉本委員】 ありがとうございます。

ほかに何か。じゃ、上山先生、お願いします。

【上山委員】 今の部分の確認です。事前勉強会のときにもたしか聞かせていただいたと思うんですけども、このアウトカムというのは、クラウドファンディング型だけじゃなくて、マネジメント型も含めた数字というお話でしたよね。クラウドファンディング型だけでいくと、この3ページでいって、総事業費は資金拠出の4倍には少なくともなる仕組みにはなっているんですよ。

【説明者】 基本的にはそういう形でございます。ですから、そういう意味では、今は2つのメニュー全体で見えております。

【上山委員】 後半のほうも。クラウドファンディング型は、総事業費は民都から出るものの4倍にはなる形に設計されているんですよ。民都から自治体に行くときに、少なくとも自治体がそれと同額以上の出資をしているという話になっていて。自治体か、ファンドか忘れただけど。

【説明者】 すみません、補足をさせていただきます。おっしゃるとおり、倍率につきましては、標準の形でいけば4倍ということになります。

【上山委員】 にはなるという話ですね、少なくともね。

【説明者】 はい。ただ、先ほどから申し上げているとおり、今、3.1という数字をはじいている前提なんですけれども、これは現在のクラウドファンディング活用型マッチファンドの実績ではなくて、この前身となる制度のこの実績からはじいたものでございます。その点については少し我々のほうでも検討したいというふうに考えているというのを先ほどお伝えさせていただいたところになります。

【上山委員】 1つだけ確認。クラウドファンディング型とマネジメント型で調達の倍率というのは、別の目標は立てられているんですか。

【説明者】 現時点の3.1につきましては、マネジメント型が29年度にできました関係と、この目標値3.1を設定したのが28年度という関係がありまして、3.1の中には、マネジメント型の倍率は加味していないというのが現状になります。

【上山委員】 加味してない？

【説明者】 はい。

【上山委員】 ごめんなさい、あの……。

【説明者】 すみません、えーと……。

【上山委員】 事前勉強会のときは加味しているというお話でお聞きしたと思うんです。さっき少なくともクラウドファンディング型のやつは4倍以上に設計されているのに何でこの数字なんですかと言ったら、マネジメント型を加味しているからですという答えをたしか事前勉強会でいただいていたと思うんですけれども。

【説明者】 すみません、もう少し説明をさせていただきます。平成17年度から27年度までの過去10年間におけるクラウドファンディング型まちづくりファンドの前身となる事業の実績を参考にしてこの3.1倍という数字を出してございます。私どもとしては、そういった意味では、29年度から新しくできたマネジメント型まちづくりファンドについてのいわゆる実績等は全然勘案できていないわけでございまして、そういったところを今後指標の見直しが必要ではないかというふうなことで検討してまいりたいと考えてございます。

【上山委員】 事前勉強会のときと答えが違うのでどうなんだとは思いますが、従前のものをベースにするのはいいんですけれども、そもそも制度設計上4倍以上にはなっているんですから、そうすると、目標としては3.1というのは絶対達成できるような形にはなっているんで、制度を考えた時点でこれは変えるべきものだったんじゃないのかなと思うんですけれども、どうなのでしょう。

【説明者】 ご指摘のとおり部分が一部あるかと思ってございます。マネジメント型まちづくりファンドの支援をどういうふうにしていくかということについて、当時の時点における私どもの検討を踏まえた数字ではございます。ですから、今、マネジメント型まちづくりファンドも動き出しておりますので、そういったことも踏まえて指標の見直しをしてまいりたいと考えてございます。

【上山委員】 何か答えがころころ変わるので、どれが正しいのかよくわかりませんが……。

【杉本委員】 すみません、そろそろ時間になってまいりましたので。

【上山委員】 マネジメント型とクラウドファンディング型で、これ、多分分けて目標設定はされたほうがいいのかと思いますので、次回からはそのように、今年度よろしくお願いいたします。

【杉本委員】 今、事務局のほうから本事業に対する先生方の評価結果の結論が回ってまいりました。事業内容の一部改善が3名、事業全体の抜本的な改善が3名という結果でございました。ご意見を踏まえまして、この公開プロセスの評価といたしましては、事業内容の抜本的な改善としたいと私のほうは思っております。

いただいた意見を読み上げさせていただきます。

国費の適正な活用の観点から、支援対象事業に相当の収益が上がった場合には、当該収益は還付される仕組みを構築すべき。

まちづくりファンドのさらなる活用を図るためには、幅広い主体の参画を含め、地方公共団体及び民間まちづくり事業者の双方のニーズをより一層踏まえた方策を検討すべき。

スキーム設計や民間都市開発機構の活用は合理的だと考えられる。ただし、NPOの活用も考えられる。

クラウドファンディングの活用実績が上がらない原因を検証した上で、改善策を検討すべき。

実績が伸びないのは、自治体からのニーズがないからではないでしょうかというご意見が寄せられました。

特に追加がなければ、この件はこれで終わりたいと思います。よろしいですか。

どうもありがとうございました。